

社会福祉法人 誠心会  
短期入所生活介護事業所  
回生園運営規程

第 1 章 総 則

(規程の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人誠心会が実施する短期入所生活介護事業所（以下「事業者」という。）が行う短期入所生活介護（以下「本事業」という。）に関する事項を定め、効果的な事業運営と利用者に対する適正な待遇を確保する事を目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 本事業は、要支援又は要介護状態の利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者的心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。

2 本事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って短期入所生活介護サービスを利用者の選択を重視しながら、提供するよう努めるものとする。

3 本事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる事に努めるものとする。

5 事業者は、介護保険関連の情報の活用と P D C A サイクルを構築し、提供するサービスの質の向上に努めていくこととする。

(施設の名称)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。  
名 称 回生園  
所 在 地 福岡市南区的場 2 丁目 3 番 3 号

(入所定員)

第 4 条 事業所の定員は 1 名とする。ただし、併設の介護老人福祉施設に空床が生じた場合、介護老人福祉施設サービスに支障のない限りにおいて、その空床を利用できるものとする。

(定員の遵守)

第 5 条 本事業は利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。  
ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。  
営業日 原則として年中無休とする。  
営業時間（入所受け入れ時間） 原則として 9 時から 18 時までとする。  
ただし、利用者又は家族等からの相談に応じる。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。  
事業実施地域 福岡市南区、博多区、中央区、春日市、那珂川市  
ただし、希望があれば上記以外でも相談に応じる。

(職員の職種及び員数)

第 8 条 事業所に、次の職員を置く。ただし、併設の介護老人福祉施設との兼務とする。

- (1) 施設長（管理者）
- (2) 事務員
- (3) 生活相談員
- (4) 医師
- (5) 看護職員
- (6) 介護職員
- (7) 栄養士又は管理栄養士
- (8) 調理員
- (9) 機能訓練指導員
- (10) 介護支援専門員

2 職員数は別表1のとおりとする。

(職務の内容)

第 9 条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- (1) 施設長（管理者）  
理事会の決定する方針に従い、事業所の運営管理を総括すること。
- (2) 事務員  
事業所の庶務及び経理の事務処理に関する事。
- (3) 生活相談員  
利用者の生活相談、援助に関する事。
- (4) 医師  
利用者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関する事。
- (5) 看護職員  
医師の指示による利用者の看護、保健衛生に関する事。
- (6) 介護職員  
利用者の日常生活の介護に関する事。
- (7) 栄養士又は管理栄養士  
献立の作成・栄養計算等、食品の管理及び調理員を指導して給食業務を行うこと。
- (8) 調理員  
調理業務に関する事。
- (9) 機能訓練指導員  
利用者の機能訓練指導に関する事。
- (10) 介護支援専門員  
利用者の短期入所生活介護計画の作成に関する事。

(勤務体制の確保等)

第 10 条 事業者は利用者に対し、適切な本事業サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 事業者は当該施設の職員によって本事業サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない

3 事業者は、職員に対し、認知症、利用者の人権の擁護、高齢者虐待の防止、身体的拘束廃止への取組みに関する研修等その資質向上のための研修の機会を確保するものとする。また、介護に直接携わる職員に対して、医療・福祉関係の資格を有さない者に対しては資格取得に必要な措置を講じる事に努めるものとする。

### 第 3 章 短期入所生活介護の開始

(短期入所生活介護の開始及び終了)

第 11 条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るた

めに、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に本事業サービスを提供するものとする。

- 2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、本事業サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 3 事業者は、緊急やむを得ない事情にて利用者の受け入れを居宅介護支援事業所、家族等が希望した場合は、施設内で協議後、対応できる場合は受け入れができるものとする。その場合の手続き等に関しては協議するものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 12 条 事業者は本事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又は、その家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務態勢その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び提供期間等について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 事業者は、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されることを説明し、理解して頂くものとする。
- 3 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、一項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織にて使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- 4 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要な事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供拒否の禁止)

第 13 条 事業者は、正当な理由なく、サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 14 条 事業者は、通常の事業の実施地域等を考え、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者の紹介等、必要な措置を講じるものとする。

(受給資格の確認)

第 15 条 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 事業者は、前項の被保険者証に介護認定審査会意見が記載されているときは、介護認定審査会意見に配慮して、短期入所生活介護サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 16 条 事業者は、要介護認定の申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な援助を行うものとする。

- 2 事業者は、サービスの提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう、援助を行うものとする。
- 3 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の 1か月前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況の把握)

第 17 条 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の保健医療、福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

#### 第 4 章 短期入所生活介護サービスの内容

(短期入所生活介護計画の作成)

第 18 条 事業者は、相当期間以上にわたり継続して入所する事が予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、本事業の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、職員の間で協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 事業者は、当該短期入所生活介護計画の内容を利用者及びその家族等へ説明し文書により基本同意を得るものとするただし、事前に相手方の承認を得たうえで、書面に代えて、電磁的方法(電子メール等)による同意でもよいものとする。
- 4 事業者は、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付するものとする。
- 5 事業者は、利用者及びその家族等が、短期入所生活介護計画の変更を希望した場合、又は変更の必要性が生じた時は、担当の居宅介護支援事業所へ連絡を取り、双方の連携のもとで可能な範囲において短期入所生活介護計画の変更を行うものとする。
- 6 事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を管理者に変わって介護支援専門員に命令し、作成させてよいものとする。ただし、内容の確認等を行うものとする。
- 7 サービス担当者会議を開催する場合において感染防止や多職種連携の促進からテレビ電話等のＩＣＴを活用した担当者会議を開催する事ができる。ただし、利用者や家族等が参加する場合はテレビ電話等の活用についての同意を得た場合は可能とする。

(短期入所生活介護の取り扱い方針)

第 19 条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減、又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

- 2 サービスは相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう行うものとする。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 事業者は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 緊急やむを得ず、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、行動制限ゼロ対策委員会にて、切迫性・非代替性・一時性の要件を全て満たしているかを検討し、必要と判断された場合は、家族等へ説明、文書での同意を得なければならないものとする。また、実施する場合には、その態様、及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 6 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 7 事業者は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための必要な雇用管理上の措置を講じるものとする。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者や家族等から受けるものも含まれるものとする。
- 8 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

9 事業者は、感染防止や多職種連携の促進からテレビ電話等のＩＣＴを活用した各種会議を開催する事ができる。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業者は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(介護)

第 21 条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

3 事業者は、利用者の健康状態を把握した上で、1週間に2回以上、心身の衛生面及び機能面を考慮した入浴の援助又は、清拭を提供する。

4 事業者は、おむつを使用せざる得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならないものとする。

5 事業者は、利用者に対し、前各項に定めるほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

6 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

(食事の提供)

第 22 条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 事業者は、利用者が可能な限り離床して食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第 23 条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第 24 条 事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 25 条 事業者の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を探るものとする。

(衛生管理等)

第 26 条 事業者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 事業者は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(送迎)

第 27 条 家族にて入退所時の送迎が困難な利用者に対しては、適宜、送迎の便宜を図るものとする。また、その際、利用者の心身の状況に応じた送迎の方法を探るものとする。

(その他のサービスの提供)

第 28 条 事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。  
2 事業者は、常に利用者の家族等との連携を図るよう努めるものとする。

(協力医療機関)

第 29 条 協力医療機関は次のとおりとする。

協力医療機関	筑紫診療所
所在地	福岡市南区横手南町 3 番 26 号
協力医療機関	福岡徳洲会病院
所在地	春日市須玖北 4 番 5 号
協力医療機関	南折立病院
所在地	福岡市南区横手 1 丁目 14 番 1 号
協力医療機関	ちくし那珂川病院
所在地	那珂川市仲 2-8-1
協力医療機関	みやさか歯科医院
所在地	福岡県福岡市中央区薬院 4 丁目 1 番 12 号 2 階

(利用料等の受領)

第 30 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する、本事業サービスを提供した際には、利用者から別表 2 に掲げる利用料の一部の支払いを受けるものとする。  
2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない本事業を提供した際にはその利用者から支払を受ける利用料の額と、本事業に係る居宅介護サービス費用に基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。  
3 事業者は前項に定めるもののほか、別表 3 に掲げる食事の提供に要する費用・滞在に要する費用・その他費用の支払いを受けることができるものとする。  
4 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者又はその家族等から同意を得るものとする。

(利用料金の変更)

第 31 条 サービス利用料金及び食事代の標準自己負担額について、介護給付費体系の等変更があった場合、当該サービス利用料金を変更できるものとする。  
2 サービス利用料金については、経済上の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、変更を行う日の 1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 32 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

## 第 5 章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第 33 条 利用者は次の事項を守らなければならない。  
(1) 日常生活は、管理者が定める日課表に基づいて生活し、職員の指導に従い、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図るよう努めること。  
(2) ほかの利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。  
(3) 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。  
(4) 建物、備品及び貸与物品は大切に取り扱うよう努めること。  
(5) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災予防に協力すること。  
　ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。  
　イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。  
　ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(6) 飲酒は、管理者が定めた時間と場所で行うこと。

(面会)

第 34 条 利用者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を管理者に申し出、指定した場所で面会しなければならない。

(外出)

第 35 条 利用者が外出を希望するときは、事前に管理者に申し出なければならない。

(身上変更の届出)

第 36 条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

## 第 6 章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

第 37 条 事業者は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示のほか閲覧するものとする。

(個人情報の保護)

第 38 条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又は家族等からの同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 39 条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(緊急時の対応)

第 40 条 事業者は、本事業を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、その都度応急処置をして、管理者への報告、併せて家族、担当の介護支援専門員への連絡を行うものとする。必要に応じて家族と協議の上、主治医へ連絡し、救急治療あるいは救急入院等、必要な措置が受けられるようにするものとする。

(事故発生時の対応)

第 41 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに応急処置をし、管理者への報告、併せて家族、担当の介護支援専門員への連絡を行うものとする。必要に応じて受診等を行うとともに、市町村へ連絡するものとする。

2 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故の発生防止及び事故の再発防止)

第 42 条 事業者は、ヒヤリハット報告書、事故報告書に基づき、原因を追求、解明し、それをもとに日常業務の再点検、見直しを図り、事故の発生防止及び事故の再発防止に努めるものとする。

(非常災害対策)

第 43 条 事業者は、非常災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき災害の種類、規模を想定する中で個別にマニュアルを作成し、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救助その他必

要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努め、消防関係者の参加を図る等に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第 44 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族等からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。
- 2 事業者は、苦情を受けた場合には、苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、その提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ利用者及びその家族等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族等からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

- 第 45 条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図るものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第 46 条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わぬことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(サービス提供の記録)

- 第 47 条 事業者は、利用者に対するサービスの提供の記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

また、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して開示するものとする。

(記録の整備)

- 第 48 条 事業者は、職員、設備、会計、及び利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備しておくものとする。

- (1) 管理に関する記録
- ア 事業日誌
  - イ 沿革に関する記録
  - ウ 職員の勤務状況
  - エ 定款及び運営に必要な諸規程
  - オ 会議や研修に関する記録
  - カ 事業実績状況表
  - キ 関係官署に対する報告書等の文書綴
- (2) 利用者に関する記録
- ア 利用者台帳
  - イ 短期入所生活介護計画書
  - ウ 介護日誌
  - エ 献立その他給食に関する記録
  - オ 利用者の健康管理に関する記録
  - カ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束に関する記録
  - キ 事故の内容と事故に際して採った処置の内容の記録
  - ク 苦情の内容等の記録
  - ケ 利用者に関する市町村への通知の記録

コ その他提供した具体的サービス内容の記録

(3) 会計に関する記録

(電磁的記録等)

第 49 条 事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。

イ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によること。

ロ 電磁的記録による保存は、a・bのいずれかの方法によること。

　a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

　b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

ハ その他、指定居宅サービス基準第217条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、イ・ロに準じた方法による。

ニ 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

(補則)

第 50 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から 施行する。

平成16年	2月	1日	一部改正
平成16年	4月	1日	一部改正
平成16年	5月	1日	一部改正
平成17年	10月	1日	一部改正
平成18年	4月	1日	一部改正
平成19年	12月	1日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部改正
平成25年	11月	1日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和5年	1月	20日	一部改正
令和6年	3月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正
令和7年	10月	22日	一部改正